

令和6年度春学期授業料免除・徴収猶予申請手続きの案内

申請スケジュール

1	申請書類を郵送提出 申請期間：令和6年1月19日（金）～令和6年2月29日（木）【郵送必着】 ※「様式A 必要書類判別マニュアル」を熟読し、提出書類をご準備ください。 ※「授業料免除申請書類在中」と朱書きしてください。 ＜申請先＞ 日本人学生： 〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学 学生課 学生支援係 留学生： 〒184-8501 東京都小金井市貫井北町4-1-1 東京学芸大学 国際課 留学生支援係
2	申請受理通知・不備解消 （～3月末） 博士課程学生：Eメールにて連絡。（アドレスの登録は様式Aを参照。日本人：Q13 留学生：Q12） 博士以外：学芸ポータルの個人宛お知らせにて通知。 書類の不備不足があった場合は、通知を受け取り次第速やかに書類を提出してください。
3	結果通知 （7月上旬） 授業料免除の不許可者・半額免除許可者及び授業料徴収猶予の不許可者は、 結果を通知した日から30日以内の大学が指定する納付期限までに所定の授業料を納付してください。

1. 資格要件について

授業料免除・授業料徴収猶予等は、どちらか一方のみ申請することができます。（併願不可）

申請は、学生本人が自らの責任において申請するものです。各書類をよく読み、必要な書類を準備してください。

I. 授業料免除

1. 対象者

※免除を希望する学期に休学する場合は、下記に該当しても免除の対象となりませんので、注意してください。

次の（1）～（3）に在籍している者（休学者は除く。）で、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者。

- （1）学部（私費外国人留学生・被災者*1）
- （2）大学院（教職大学院・修士・博士）
- （3）特別専攻科

*1 令和5年10月1日以降に火災や風水害等で被災または東日本大震災もしくは熊本地震で被災し、経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者。

2. 免除の額

当学期の授業料免除が許可された者については、納付すべき当学期授業料の半額又は全額を免除する。

＜春学期：4月1日～9月30日 秋学期：10月1日～3月31日＞

※予算に限りがありますので、申請者全員が免除を受けられるわけではありません。

不許可になった場合に備えて授業料を納付する準備をしておいてください。

※授業料免除は半期ごとに審査します。秋学期にも再度授業料免除申請が必要となります。

Ⅱ. 授業料徴収猶予

1. 対象者

次の(1)～(3)に**在籍している者(休学者は除く。)**で、経済的理由により期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者。

- (1) 学部(私費外国人留学生)
- (2) 大学院(教職大学院・修士・博士)
- (3) 特別専攻科

2. 徴収猶予期間

当学期の授業料徴収猶予を許可された者については、春学期は8月末、秋学期は2月末(最終学年は1月末)まで授業料の納付を猶予する。

※授業料徴収猶予は半期ごとに審査します。秋学期にも再度授業料徴収猶予申請が必要となります。

2. 結果の通知について

通知時期	春学期：7月上旬予定	秋学期：12月上旬予定
通知方法	授業料免除用掲示板で、全体結果及び結果通知日をお知らせします。 申請者には「結果通知用封筒（ピンク色の長3封筒）」にて結果を郵送通知します。	
授業料の納付期限及び納付方法は、結果通知に同封いたします。		

3. 注意事項

- ① 一旦納付した授業料は返還しません。授業料免除・授業料徴収猶予等申請者は、結果が通知されるまで授業料を納付しないでください。なお、授業料免除(授業料徴収猶予)申請を行うと、当学期分授業料の口座引き落としは一時停止し、申請結果の発表まで授業料の納付が猶予されます。
- ② 郵便事故等の責任を大学は負いませんので、**簡易書留又はレターパック**で郵送してください。
- ③ **書類不備が著しい者については、申請を受理しないことがあります。**不受理にならないように書類を準備してください。
- ④ 授業料免除は予算の範囲内で免除を行っており、家計の所得が基準内であっても申請者数によっては免除されないことがあります。
- ⑤ **提出書類は返却しません**ので、必要があれば提出前に各自で控え(コピー)をとってください。
- ⑥ 申請書類への記入は、申請者本人が**黒のボールペン**で行ってください。
- ⑦ 訂正するときは、修正テープを使用せず、**二本線で訂正してください。**捺印は必要ありません。
- ⑧ **日本語以外の証明書等を提出する場合は、必ず全文の日本語訳を添付してください。**
- ⑨ 申請書類提出後、家計に変化があった場合や転居し結果通知の送付先が変更となった場合、速やかに窓口に出してください。転居した場合は、郵便局で「転居・転送サービス」の手続も行ってください。
- ⑩ 記載内容及び提出書類に**虚偽の事実が判明した場合は、申請却下又は免除等の取消しをします。**また、必要な証明書等を指定期日までに提出しない場合は、選考から除外します。

◆結果通知後の注意事項◆

- ① 授業料免除の不許可者・半額免除許可者及び授業料徴収猶予の不許可者は、**結果を通知した日から30日以内の大学が指定する納付期限までに**所定の授業料を納付してください。
納付しない場合は**除籍**となります。
- ② 授業料徴収猶予の許可者は、**指定した期間内に**所定の授業料を納付してください。
納付しない場合は**除籍**となります。

<問い合わせ先>

日本人等一般学生	私費外国人留学生
窓口:学生課 学生支援係(中央2号館2階3番窓口) 電話:042-329-7186	窓口:国際課 留学生支援係(中央2号館3階1番窓口) 電話:042-329-7763

いずれも受付時間は8:30～12:00及び13:00～16:45となります。

※申請書類の個人情報については、授業料免除又は授業料徴収猶予等の選考のため使用します。その他の目的には使用しません。